第５章　施策の展開（仮）

基本目標Ⅱ	相談支援と権利擁護体制の強化

３　情報提供体制の充実

ここでは、現状と課題を簡単に整理した文章を入れ、取組の方向性を示します。

この文章は例です。市民一人ひとりが地域社会の一員としての意識を高め、お互いに協力しながら地域の問題や課題の解決を図っていくことが求められています。そのため、地域住民同士が協力し合う「地域福祉」の考えの浸透を図るための情報提供、広報活動の充実を図ります。

■ 行政による取組／共助※1・公助※2 ■

取組	取組内容
記載例：福祉情報の積極的な提供の強化	●この文章は例です。地域福祉への意識が深まるよう、広報紙や市ホームページなどを活用して保健・医療・福祉や地域の情報を積極的に発信します。
○○における○○の推進	●○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の充実に努めます。 ●○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を図ります。

■ 自助・共助／主に住民・地域による取組 ■

民間の役割	●○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に取り組みます。 ●○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を促進します。
社協の役割※3	●この文章は例です。福祉情報発信機能の構築に取り組みます。 （１）広報紙「さざんか」及び総合福祉センターだよりの充実 （２）ホームページによる情報発信機能の充実 （３）小地域福祉活動の見える化の取組

※１【共助】介護保険制度や医療保険制度などを活用し、必要に応じて様々な社会保障制度やサービスを受けること（社会保障制度等を活用する）。
※２【公助】公的サービスの提供、住民活動への支援、人権擁護に関する取組や虐待防止など、行政施策として行うべきもの（行政などの公的サービスを受ける）。
※３ 社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」の取組。（以下同様）